

(寄稿)

株式市況が医療法人の 出資持分評価額に与える影響について

< 要 約 >

平成 19 年の医療法の改正では、医療法人の非営利性を強化する観点から、平成 19 年 4 月 1 日以降に設立申請される全ての社団医療法人について、出資持分という概念が無くなり、持分の定めのない社団医療法人となることになりました。一方で、改正医療法施行前(平成 19 年 3 月 31 日以前)に設立申請された既存の社団医療法人については、経過措置により、“当分の間”従来通りに持分ありの社団医療法人として存続することが認められています。この持分ありの社団医療法人の出資持分は相続税・贈与税の課税対象になります。出資持分の評価額が高い医療法人については、引続き出資持分の承継について、何らかの対策を検討する必要があると考えられます。

この出資持分の評価額は、医療法人の規模に応じて「類似業種比準価額」、「純資産価額」をもとに算出されます。このうち類似業種比準価額は、医療法人の利益・純資産額および国税庁からの公表数値である「類似業種の株価・利益・純資産額」により計算します。

昨今の金融不安の影響で、直近2年間の株価水準と比べると、本年の株価は低迷しています。類似業種比準価額の計算要素である「類似業種の株価」は株式市況の影響を受けることから、この時期、出資持分の承継に伴う評価額が低く押さえられている可能性があります。

本稿では、株式市況の影響を受ける「類似業種の株価」が出資持分の評価額に与える影響について、具体的な数値を用いて解説致します。

2009 年 9 月 30 日
Healthcare note
(No.09-25)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
代表社員
税理士 加藤 友彦

編集主幹：
野村ヘルスケア・サポート &
アドバイザー株式会社
市川 剛志

野村證券株式会社
法人企画部

野村證券株式会社 法人企画部 〒100-8130 東京都千代田区大手町 2-2-2 アーバンネット大手町ビル

本資料に含まれる情報がもたらす一切の影響、本資料の内容に関する正確性、妥当性、法務上のコンプライアンス等につきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料中の記載内容における各種法令・規則等は随時改定されますので、あくまでも参考資料としてお取り扱いください。また、記載内容における法令・規則及び表現等の欠落・誤謬などにつきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料は、貴社が経営判断を行なうに際して参考となると考えられる情報の提供を目的としたものです。経営判断における最終意思決定は貴社自身で行われるものであり、野村證券はこれに対する意見または判断を表明するものではありません。本資料のご利用に際しては、弁護士、公認会計士等にあらかじめその内容をご確認ください。